

社会福祉法人陸前高田市社会福祉協議会
福祉バス運行管理規程

平成 24 年 10 月 16 日 制 定

(目的)

第 1 条 この規程は、陸前高田市社会福祉協議会福祉バス（以下「福祉バス」という。）の運行管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用対象者)

第 2 条 福祉バスの利用対象者は、原則として別表に定める福祉団体及び関係機関とする。ただし、社会福祉法人陸前高田市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が、特に必要があると認めた場合は、この限りではない。

(利用の範囲)

第 3 条 福祉バスを利用することができるものは別表のとおりとし、次に定めるところによる。

- (1) 高齢者等の移送、福祉事業に参加するものの移送等のために使用するとき
- (2) 福祉団体の研修またはこれに準ずる行事等に使用するとき（観光目的を除く）
- (3) 地域福祉や社会福祉事業を目的とする行事に使用するとき
- (4) その他、会長が適当と認めたとき

(運行日及び運行時間)

第 4 条 運行日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日を除く日とし、使用時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、会長が特に必要と認めるときはこの限りではない。

(運行の制限)

第 5 条 福祉バスの使用基準は、原則として、次の各号によるものとする。

- (1) 宿泊を伴う運行は認めない
- (2) 1 回の走行距離は、300 k m 以内とする
- (3) 乗車は 11 名以上とする
- (4) 運行中の経路、行先変更は認めない
- (5) その他、会長が適当と認めたとき

(使用料)

第 6 条 福祉バスの使用料は無料とする。ただし、実際の運行に要した燃料代、道路利用料、駐車場代は、利用者が直接支払うものとする。

(使用許可の申請)

第 7 条 福祉バス運行の使用許可を受けようとする者は、使用の 1 週間前までに福祉バス使用許可申請書（様式第 1 号）を会長に提出しなければならない。この場合において、次の書類を添付するものとする。

- (1) 運行経路、主要経路における時刻、出発時刻、出発場所、帰着時刻及び帰着経路を示した運行計画

- (2) 研修または行事などの開催要項
- (3) その他会長が、必要と認める書類

(使用許可)

第8条 会長は、前条の申請について適当と認めたときは、福祉バス使用許可書（様式第2号）を申請者に交付する。

(使用許可の取り消し)

第9条 会長は、前条の規定により使用許可を受けたものが、許可の内容と異なる目的に使用し、または使用されると認められるときは、許可を取り消すことができる。

(管理)

第10条 福祉バスの管理については、社会福祉法人陸前高田市社会福祉協議会公用車運行管理規程を準用する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年10月16日から施行する。
- 2 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、令和3年4月1日から施行する。